

◆（山本由美子議員） ただいま議長より発言のお許しをいただきました、公明党議員団の山本由美子でございます。

質問に入ります前に、10月22日に執行されました亀岡市長選におきまして、桂川孝裕市長が3期目、大勝利をされましたこと、心よりお祝い申し上げます。

誰もが安心して暮らせる、希望あふれるまちづくりへ、引き続き邁進いただきますよう、よろしくお願いたします。

このたび、11月15日に公明党創立者の池田大作創価学会名誉会長が逝去されました。大衆とともにとの、大衆直結の立党精神を心に刻み、全身全霊で働いてまいりますことを、ここにお誓い申し上げます。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

まず初めに、HPVワクチン接種についてお尋ねいたします。

HPVワクチンは、子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルス、以降、HPVと言います、の感染を予防するワクチンです。子宮頸がんは、子宮の入り口部分である子宮頸部にできるがんで、日本では毎年約1万1,000人の女性が子宮頸がんにかかり、約2,900人が亡くなっています。若い年齢層で発症する割合が高く、20歳代から増え始め、30歳代までにがんの治療で子宮を失い、妊娠できなくなってしまう人が、1年間に約1,000人いるとされており、25歳から40歳の女性のがんによる死亡の第2位は、子宮頸がんによるものです。

子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチン接種については、令和4年度より定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開され、併せて、積極的勧奨差し控えの期間に、定期接種対象年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度接種機会を設けるキャッチアップ接種も開始されました。

そこでまず、令和4年度及び令和5年度のキャッチアップ接種対象者数と接種状況について、お聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

まず、3回接種が完了していないキャッチアップ接種対象者は、令和4年度においては2,438人、令和5年度は2,456人です。接種状況については、令和4年度は延べ670人、令和5年度は9月までの接種状況となりますけれども、延べ522人となっているところでございます。

◆（山本由美子議員） 今、接種状況としまして、延べ人数を御答弁いただいたのですけれども、3回接種完了されている方の人数が分かりましたらお願いたします。

◎市長（桂川孝裕） 3回接種が完了した人ではありますが、令和4年度は162名、令和5年度は9月までで121名となっているところでございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

国立がん研究センターは、本年6月に、HPVが引き起こす子宮頸がんの現状や予防策をまとめた報告書を公表いたしました。子宮頸がんの死亡率が減少傾向の諸外国に対し、日本国内では横ばいが続いているデータが紹介され、1990年前後には、イギリスやオーストラリア、アメリカよりも低かった日本の死亡率が現在は上回っており、罹患率も増加傾向で、特に20代から40代の若年層に増え

ている現状が分析されています。一方で、先進国では、近い将来、子宮頸がん撲滅も可能だと予想されています。

同センターの片野田データサイエンス研究部長は、子宮頸がんはワクチンと検診によって予防できる、積極的勧奨の中止で接種を逃してしまった世代への対応が急務と呼びかけています。

資料を御覧ください。

キャッチアップ世代の中でも、2000年生まれ以降の接種率の低さが顕著となっており、HPVワクチン接種率が1%未満という年度、学年もあります。

次の資料を御覧ください。

令和5年7月に厚生労働省が発表したHPVワクチンに関する調査の結果では、公費で接種できる機会を提供しているキャッチアップ接種について、対象者本人の53%、保護者の26%が知らなかったと回答、制度の周知が不十分な現状であることが示されています。

そこで、キャッチアップ対象者への制度の周知について、どのように対応されたのか、お伺いいたします。

◎市長（桂川孝裕） キャッチアップ対象者への制度の周知につきましては、3回目接種が完了していない3,044名に、令和5年3月末に接種勧奨はがきを個別に送付したところでございます。また、そのほか、市のホームページや広報かめおか9月号で周知を行いました。また今後は、広報かめおか1月号、またSNSにおいて、12月に周知する予定といたしております。

◆（山本由美子議員） キャッチアップ接種対象者に対しては、令和5年3月末に個別通知をしていただき、そしてSNS、また広報などで周知をしていただいたことを確認させていただきましたが、令和6年度末には、この3年間の時限措置となっていますキャッチアップ接種が終了し、対象者は無料で接種できる機会を失います。

資料を御覧ください。

3回接種を完了するには半年かかるため、令和6年9月末までには1回目の接種を開始する必要があります。子宮頸がん積極的勧奨差し控えの影響を受けた世代にとって、令和6年度末までが公費で受けられる期限であり、ラストチャンスであります。しかし現状では、接種率が十分に上がらないまま、制度が終了してしまう可能性が高い状況です。

そこでお尋ねいたします。

令和6年度に接種期限を迎える高校1年生と、キャッチアップ接種対象者の未接種者全員に、最終期限を伝える個別通知を実施すべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

◎市長（桂川孝裕） 今年の3月に、対象者全員に個別通知をいたしている関係もありますから、今後、市のホームページへの広報、そして、また広報誌やSNSで情報提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

◆（山本由美子議員） 子宮頸がんは、命やライフプランに大きな影響を及ぼす疾患です。特にキャッチアップ接種対象者の方は、自分の意思とは関係なく、接種が推奨されている時期に情報提供を受けることができなかつた被害者でもあり、ワクチン接種について考える機会を提供する必要があると考えます。また、将来の子宮頸がんの罹患を減らすためには、キャッチアップ接種期間の取組が大変

重要となってまいります。あらゆる方法で周知啓発をしていただいて、不安を払拭していただきたいと思っておりますけれども、今言っていた広報誌やSNSはもちろんですけれども、情報を知っていれば接種したのにと多くの後悔を生まないように、もうぜひ個別通知を実施していただきたいと思っておりますけれども、再度答弁をお願いいたします。

◎市長（桂川孝裕） 今年度の状況を見て、検討していきたいと思っております。

◆（山本由美子議員） 今年度の状況を見て検討ということですが、そう言われて、SNS広報で終わられたこともございましたので、もう本当に1年しかありません。9年間も空白があって、積極的勧奨差し控えが9年間あって、この1年というのは本当に大事な1年になりますので、1回通知を出したからそれで終わりではなくて、やはりもう一度、もう最終年度に個別通知を出していただきたいと思っております。

封書が駄目であれば、せめてはがきを出していただきたいと思っております。スペースが狭いので、令和6年度でキャッチアップ接種が終わること、無料で3回接種するには令和6年9月までに1回目の接種を終えること、そしてワクチンのメリット・デメリットなどでお伝えしたい内容については、QRコードから情報を得てもらうように工夫していただきたい、このように思います。このことを強く要望させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは最後、4点目です。

日本では子宮頸がん予防として、女子のみに定期接種となっているHPVワクチンですが、令和2年12月から4価ワクチンが男性への任意接種として承認されました。青森県平川市では、全国初の取組として、令和4年8月から男性のHPVワクチン接種費用の助成事業を開始されました。平川市では、男性がHPVワクチン接種をすることによって、HPVが原因で男性もかかる中咽頭がん、喉頭がんなどの病気の予防や、男女間での感染を防ぎ、パートナーの健康と命を守ることを目的としています。

ほかにも千葉県いすみ市では本年4月から、埼玉県熊谷市では本年9月から開始するなど、男性へのHPVワクチンの接種費用を助成する自治体が広がりつつあります。

そこで、男性へのHPVワクチン接種への費用助成について、本市の御見解をお聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） 現在、男性への接種は任意接種として、4価ワクチンの接種が可能であると同っております。国においては、定期接種として位置づけることの是非が検討されていることから、費用助成は現在においては考えておりませんが、今後の国の動向を注視し、情報収集に努めていきたいと考えております。

◆（山本由美子議員） 現在、男性への接種は任意接種となっておりますので、3回接種で約5万円から6万円の接種費用が全額自己負担となっております。昨年11月には、HPVワクチンについて、男性も定期接種として無料で受けられるようにしてほしいということで、男子学生らが約1万5,000人分の署名を厚生労働省に提出しております。このような動きがあることを踏まえまして、本市としても男性への助成制度の導入について、御検討いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは次に、発達性読み書き障がい、ディスレクシアについて、お尋ねいたします。

発達性読み書き障がいであるディスレクシアは、学習障がいの1つのタイプとされ、全体的な発達には遅れはないものの、文字の読み書きに限定した困難があります。知識や聞いて理解する力、話すことで、相手に自分の考えを伝えることには問題がないため、障がい自体は周りから気づかれにくく、読み書きの困難から、学業不振が現れたり、結果的に、学習意欲の低下や自信の喪失から不登校に陥るなど、2次的な学校不適応などが生じやすい障がいとされており、小学生の約7から8%に存在すると言われており、読み書きを苦手とする児童は、1クラスに平均2人から3人いるとの報告もあります。

ディスレクシアは、周りの人の理解と適切なサポートがあれば、困難さを軽減することもできるとされていることから、適切なサポート体制が必要であると考えます。

そこで1点目として、ディスレクシアについてどのように認識されているのか、また、市内小・中・義務教育学校において、ディスレクシアの疑いのある児童生徒をどの程度把握されているのか、お伺いいたします。

◎教育部長（森岡浩之） 教育部長、お答え申し上げます。

ディスレクシアにつきましては、学習障がいの1つとなるものであり、知的発達に遅れはありませんが、文字の読み書きだけに困難を示す障がいであると認識しているところでございます。

ディスレクシアとして、医師等の診断を受けた児童生徒の人数等につきましては、把握ができておりませんが、ディスレクシアをはじめ様々な特性により、読む、書く、話す、聞く、計算するなどの学習行動の習得が困難な児童生徒につきましては、各学校に数名いると認識しているところであり、教育委員会といたしましても、学校との連携の中で、それぞれの児童生徒の状況を把握しているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） このディスレクシアは障がい者の中でも出現頻度が高いと言われておりますけれども、認知度の低さから、本人や保護者、教職員、そして周りの人も気づかずにいることがあり、必要な支援につながらないというケースが少なくありません。

そこで、2点目ですけれども、ディスレクシアの疑いのある児童生徒の早期発見のための検査などを含む取組について、お尋ねいたします。

◎教育部長（森岡浩之） ディスレクシアの疑いのある児童生徒に対する早期発見のための検査等の取組は実施しておりませんが、学校におきましては、日々児童生徒と触れ合いながら、その様子をしっかり観察する中で、児童生徒の課題発見に努めているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 次に、3点目であります。

学校現場で、ディスレクシアと思われる児童生徒が発見された際、保護者との連携を十分に図ることが重要です。教育現場のみならず、専門医の診断を必要とする場合もあり、医療機関への接続をスムーズに行う必要もあると考えますが、本市はどのような対応をされているのか、お聞かせください。

◎教育部長（森岡浩之） ディスレクシアをはじめ、様々な特性により、読み書きなどを非常に苦手とする児童生徒に対しましては、学校内教職員での共有を図るとともに、その児童生徒にとって、よりよい学校生活の確立に向け、保護者等とも連携を図っているところであり、状況に応じて医療機関への受診を勧めるなどの対応を行っているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 学校と家庭と協力をして、子どもの成長をたくさん目の見守っていただける、そういう体制をしっかりと作っていただきたいなと思います。また、情報共有をできるような場というか、機会もしっかりと作っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、4点目です。

ディスレクシアの児童生徒にとって、学校生活で大きな負担となるのが、教科書の音読や文字の書き取り、黒板の文字をノートに写すのに時間がかかるなどが挙げられています。そこで、1人1台使用しているタブレット端末で、ノートに書き写す代わりに、タブレット端末で写真を撮ったり、タブレット端末に文章を入力することで、障がいの困難を軽減すると言われております。また、宿題をタブレット端末で提出することや、教科書についても、デジタル教科書のルビ振り機能や音声読み上げ機能を活用することも有効であるとされています。

そこで、お尋ねいたします。

学校現場における支援策として、タブレット端末やデジタル教科書などを活用することが効果的とされておりますが、本市の学習支援の現状について、お聞かせください。

◎教育部長（森岡浩之） 現在、各学校におきましては、支援の方法の1つとして、タブレットの写真機能を使い、黒板を撮影してじっくりと見るができるようにするなど、タブレットを有効に活用するとともに、読み上げ機能がある教材を使用するなど、児童生徒の困り感に配慮しながら学習支援を行っているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 障がいの困難を軽減するための合理的配慮として、タブレット以外で実施されていることがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

◎教育部長（森岡浩之） タブレット以外、その他の取組といたしましては、読み書きが困難な児童生徒に対して、教員が音読をして、当該児童生徒の理解を深めたり、テストの実施時には教員が問題を音読するなどのサポートを実施しているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） タブレット、またその他の配慮ということで、今、聞かせていただいたのですけれども、これが市内全校において、そういう配慮をしていただいていると思いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、こういう合理的配慮によって、児童生徒が学習に対する苦手意識も和らいで、学校に登校すること自体も負担に思っていたものが、軽減につながっているということをお聞きしております。

合理的配慮によって、ずるいとか、特別扱いとか、そういうふうに見るほかの児童生徒たちにも、理解をしっかりと促していただくようお願いしたいと思いますけれども、その点、どうでしょうか。

◎教育部長（森岡浩之） インクルーシブ教育の在り方をはじめ、個々の特性に応じた、よりよい学びの提供に当たっては、教職員をはじめ保護者や児童生徒も広く理解することが必要であると認識しているところでございます。

ディスレクシアに関しましても、広く理解を促すことが必要であると考えておりますので、学校とも連携する中で、研修等につきましても有効な手段として、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

それでは、最後の5点目です。

発達性ディスレクシアへの理解を深めて広げていくためには、教職員を含めて、保護者やほかの児童生徒にディスレクシアへの理解を促すための研修会や講習会の実施、また、リーフレットの作成をすべきと考えますけれども、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

◎教育部長（森岡浩之） 先ほどもお答え申し上げたのですが、学校現場におきまして、今現在につきましては、ディスレクシアに対する知識が薄いということを感じております。ですので、先ほど申し上げたとおり、広く理解を促すことが、現場においては必要であろうと考えておりますので、今後、研修等につきまして、実施の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

学校現場においても、ディスレクシアに対する認識というのが薄いということをお聞かせいただきました。研修もまだ、きっとされていないのだろうと覚えているところです。

今、御答弁のほうで、今後研修もしていただくということでは、言っておりましたので、教職員への研修を進めていただく中で、担任などによる見取りや情報共有を充実させていただきたいと思っております。

また、保護者の方をはじめ、多くの方にこのディスレクシアについて知っていただく取組としまして、次の資料を御覧ください。

東京都練馬区社会福祉協議会が、先生、保護者、みんなのための漫画で分かる発達性読み書き障害早わかりガイドという冊子を作成されております。多くの方に正しく知っていただくことを目的とされておりまして、どなたでもダウンロード、印刷が可能となっております。また、動画としても配信をされて、周知を図っておられます。

このような理解を促すツールを活用して、本市においても周知啓発を図っていただきたいと思っておりますけれども、具体的にちょっと紹介させていただきましたので、再度答弁をお願いいたします。

◎教育部長（森岡浩之） ただいま、議員のほうから御紹介いただきました内容も含めまして、学校現場でディスレクシアに関する知識を深め、早期発見につながるよう取組を進めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

これがダウンロードして作った冊子なのですが、今回資料で使わせていただくに当たりまして、許可を得ないといけないので、そこにお電話させていただいてお話をさせていただいたのですが、ディスレクシアについて、みんなにまずは知っていただくということが重要であるということで、多くの方にこれを活用して知っていただきたい、また、そういう取組が進めば、今の状況を御報告くださいということによっていただきましたので、具体的に、活用していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

困難を抱える児童生徒の思いに寄り添って、一人一人に合った方法で支援ができる環境を作っていただきますことをお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、最後に、災害対策についてお尋ねいたします。

近年は、自然災害が激甚化、頻発化している状況です。大規模災害時には、被災者の方へ、被災者生活再建支援金や災害義援金の支給など、生活支援措置が適用されるケースもあり、適用するかしないかの判断材料として、市町村が被災家屋の状況を調査して、被害の程度を認定する罹災証明書が活用されております。そのことから、早期の発行が重要であり、その前提となる被害認定調査についても、迅速に行う必要があります。

そこで、まず、罹災証明書を発行するための被害認定調査の実施体制の現状、及び調査に要する期間について、お尋ねいたします。

◎総務部長（山本安彦） 総務部長、お答えいたします。

罹災証明の交付に伴う被害認定調査の実施体制につきましては、亀岡市地域防災計画に基づきまして、市役所の政策企画部、市民生活部、生涯学習部で構成をいたします災害対策本部調査部が調査を行うこととしております。

被害認定調査の手順といたしましては、被災者の申出に基づいて、本人または関係者の立会いの下、調査部の職員が現地で調査を行いまして、その調査結果に基づいて被害認定を行っているところでございます。

なお、調査から罹災証明書発行までに要する時間につきましては、被害の規模により大きく異なりますけれども、規模が小さければ、二、三日で交付ができますけれども、平成25年台風第18号災害、また平成30年台風第21号災害といった、過去の大きな災害につきましては、最長で1か月程度要した場合がございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 今、部長より御答弁をいただきましたように、大規模災害になりますと、罹災証明書の申請件数も膨大になり、自治体の調査負担の増大で発行に時間がかかる問題が指摘されてきました。また、罹災証明書の早期発行には、被災者からの早期申請や被害状況を確認できる写真の

提出が必要となりますが、申請方法が分からず申請が遅れるケース、また、提出された写真では、詳細な被害状況が確認できず、罹災証明書の発行が遅れるといった事態も発生しています。

そのような中、例えば、三井住友海上火災保険株式会社では2021年から、自治体向けサービスとして、水害時の保険金支払いのために調査した被災家屋の写真や被災状況を、契約者の同意の上で、罹災証明書発行の資料として自治体へ無償提供する協定を、2023年8月23日現在で148市町村と結び、サービスを提供しています。そのことにより、市が行う罹災証明書発行のための被害家屋調査が必要でなくなったり、調査が簡素化され、被災者の迅速な生活再建につながるとしています。

そこで、2点目として、罹災証明書の発行における官民連携の取組について、本市の御見解をお伺いいたします。

◎総務部長（山本安彦） 罹災証明書の発行における官民連携の取組につきましては、大手損害保険会社や土地家屋調査士会など、専門性を有する民間企業・団体と自治体が協定を締結し、被害認定調査を民間が代行している事例があることは、承知をしているところでございます。この官民連携により、例えば、損保会社との例でありましたら、自治体と損保会社がそれぞれの基準で別々に行っていた調査を一本化して実施することにより、自治体では被害認定調査に係る事務の軽減につながり、一方、当該損保会社では、罹災証明が早期に交付されることで、保険金の支払いまでの期間が短縮できるなど、双方の事務の効率化に効果があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 今、御答弁いただきましたが、内閣府におきましても、罹災証明書の発行手続の迅速化を図るため、罹災証明書を発行する自治体と保険金を支払う損害保険会社が、それぞれ被災家屋を調査している実態を踏まえまして、自治体と損害保険会社の連携を促しております。令和5年3月に内閣府防災担当が策定した、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」の中に、被害認定調査の迅速化に向けた民間企業等との連携の取組事例も紹介をされているところでございます。

そこで、3点目です。

民間の保険会社などと罹災証明書発行に関する連携協定を締結する考えはないか、お尋ねいたします。

◎総務部長（山本安彦） 罹災証明書の交付に伴う事務の効率化につきましては、災害の規模によっては、マンパワーの不足等が原因で交付までに相当の期間を要する場合があります。官民連携による事務の効率化は大きな魅力の1つであると考えているところでございます。

しかしながら、個別の保険会社との協定は、その保険の加入者のみが調査の対象となることや、罹災証明書の交付対象とならない非住家建物の取扱いなど、検討すべき課題もあると考えているところでございます。

今後、先行事例等を参考に、効果や課題等を十分精査する中で、被災者の負担軽減と早期の生活再建が図れる方法等について、研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。



今、保険会社との協定は、保険の加入者のみが対象となるということが課題であると、御答弁いただいたのですが、大規模災害のときには、加入者のみをその損保会社の方が調査をしてくださる、そういう情報提供をしてくださるというだけでも、自治体では助かるのではないかと思います。自治体の業務負担軽減と、被災者の早期生活再建につながると考えますけれども、その点について、再度答弁いただきたいと思っております。

◎総務部長（山本安彦） 個別の保険会社との協定につきましては、議員御指摘のとおり、本市の被災調査担当の負担軽減には一定の効果があると考えるところでございます。

今後、事業者との協定締結を検討するに当たっては、具体的な調査内容や方法が、本市の罹災証明発行に伴う事務の合理化につながるなど、確認をする必要もございますので、既に同様の協定を締結されている他市の事例等も確認しながら、研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 今、御答弁いただきましたけれども、本市でも、もう既に幾つかの損保会社と包括協定であったりとか、いろいろな協定を結んでおられます。ただ、その中にこの分が入っていないということですので、そして各損保会社においても提供されているサービス内容がそれぞれ違いますので、そこはしっかりと調べていただきまして、本市が求めている内容と合致すれば、今、既に協定を結ばれているのですけれども、その中にプラスして、1つ協定する内容を加えていただきたいと思っておりますので、その点、よろしく願いいたします。

被災者の負担軽減と早期の生活再建が図れる方法の1つとして、この官民連携を実施していただきますように、よろしく願いいたします。

それでは、次に、4点目です。

被災者に寄り添って、切れ目のない支援を実現するためには、罹災証明書のみならず、被災者一人一人の実態を把握して、それに応じて福祉サービスや就労支援等も含めた被災者に対するきめ細やかな支援を、関係者が連携して継続的に実施する取組、災害ケースマネジメントが重要となってまいります。

政府は、本年5月末、国や自治体の災害対応の基礎となる防災基本計画を修正し、初めて災害ケースマネジメントの整備促進を明記いたしました。

そこで、お尋ねをいたします。

災害ケースマネジメントの取組の認識及び本市の現状について、お聞かせください。

◎総務部長（山本安彦） 災害ケースマネジメントとは、被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ、専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むよう、マネジメントする取組であると承知しているところでございます。

令和3年度、内閣府が被災を経験した地方公共団体における取組事例を作成・公表し、令和4年度には全国の市町村が災害ケースマネジメントを実施できるよう、標準的な取組方法をまとめた手引書を公表しているところでございます。

本市といたしましては、災害ケースマネジメントとは、被災者に対して個別訪問を行うなど、きめ細やかに支援することで、特に災害時要配慮者と言われる方々に大変効果が高いという考え方である

と、認識しているところでございます。しかしながら、本市の現状といたしましては、その体制づくりに向けた具体的な取組には着手できていないのが現状でございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 今、災害ケースマネジメントへの体制づくりに向けては、具体的な取組が着手できていないということで、御答弁いただきました。内閣府において、本年1月20日から3月24日の間に、被災経験の有無を問わず、災害ケースマネジメントのより一層の浸透を図ることを目的として、平時における災害ケースマネジメントの準備状況などについて、47都道府県、1,741市区町村にウェブ調査が行われました。本市にも届いていたかと思えます。

そのウェブ調査の結果では、災害ケースマネジメントについて、「内容をおおむね把握している」「事例や資料等を見たことがある」と答えた市区町村を合わせますと、全体の38%、「言葉を知っている程度」「言葉自体を初めて聞いた」と答えた市町村を合わせますと、全体の62%と、その認知度は大変低いという結果でありました。

その一方で、災害ケースマネジメントの必要性を認識していると答えた市町村は77%に上っております。必要性は感じているけれども、平時から災害ケースマネジメントの準備ができていない、その理由として、マンパワー不足が最も多く、次いで、災害ケースマネジメントのそのものの理解を優先したいとなっております。

先ほど、部長のほうから御答弁がありまして、その御答弁から察しますと、本市も同様ではないかと思うところでございます。

そこで最後、5点目ですけれども、災害ケースマネジメント実施への課題と今後の取組として、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

◎総務部長（山本安彦） 災害ケースマネジメントは、行政や関係機関等が個別訪問等により、被災者一人一人の状況や課題を把握し、それぞれの被災者に合わせた支援方針を総合的に検討するという点で、これまでと大きく異なる取組であると考えております。この点において、災害ケースマネジメントの実施に当たっては、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、マンパワーの不足が最も大きな課題であると認識しておりまして、各分野の関係部署をはじめといたしまして、専門性を有する他の公共機関、NPOなどの民間団体や機関などとも十分に連携して取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

今後、内閣府が既に示しました手引書などを資料とし、防災基本計画の修正に基づく京都府の地域防災計画の修正等の動向も踏まえながら、本市における実践について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 今回質問をさせていただいたことを機に、ただいま部長の御答弁にもありましたが、政府は被災経験のない、経験の少ない自治体にとっては、平時からどのような準備をすればよいのかも想定しづらいという課題もあり、普及に向けた自治体用の取組事例集や手引が作成されておりますので、それを参考にさせていただいて、また、都道府県によっては研修も行われているようですので、それらを活用していただきながら、平時からの準備を進めていただき、発災後には被災者支

援をより迅速に実施できるように、誰一人取り残さない支援を目指した体制の構築に努めていただきますことを求めまして、全ての質問を終了させていただきます。

質問はこれで終わりなのですが、11月11日、12日と、防災士の養成講座に公明党議員団として受講し、学ばせていただきました。2日間ではありましたが、本当に勉強になりましたし、これからまた地域のほうで、しっかりと学んだことを発揮していけるように、これからも力を尽くしていきたいと思っております。市長にも開会式で激励の御挨拶もいただきまして、ありがとうございました。

2日間、職員の皆様、また携わっていただいた皆様に感謝を申し上げまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。